

保育教諭職(職務経験者)

- ①昭和55年4月2日以降に生まれた者
 - ②保育士資格及び幼稚園教諭免許両方を有する者（令和8年3月末までに取得見込みの者を含む。）
 - ③民間企業、行政機関等において保育士又は幼稚園教諭に係る職務経験が平成30年4月1日から令和7年7月31日までのうち通算3年以上ある者
- ※育児休業、休職等で休んでいた期間は含みません。
ただし、産前産後休暇期間は含みます。